

高知県モデル発注制度実施要領

高知県モデル発注制度の運営については、高知県モデル発注制度実施要綱によるほか、この実施要領により行うものとする。

1 公募

- (1) 県は、原則として年一回公募を実施する。
- (2) 申請者は、応募申請書（様式1）に次の書類を添えて県に提出する。
 - ①印鑑証明書
 - ②定款及び登記簿謄本（法人に限る。）
 - ③直近2営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書
 - ④県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
 - ⑤暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（様式1の2及び1の3）
 - ⑥その他製品に関する資料
- (3) 申請者は、応募申請書を提出する時点において、県の入札参加資格者として登録を受けている場合は、前項のうち、②から⑤までの書類の添付を省略することができる。

2 防災関連製品の申請

申請する製品が防災関連用途のものである場合は、その製品について、あらかじめ、高知県防災関連産業交流会の防災関連製品認定審査会が行う審査を受け、認定を得ておくものとする。

3 モデル発注対象製品の認定等

県は、次の手順でモデル発注対象製品の認定等を行うものとする。

- (1) 応募申請書を基に制度要件確認表（様式2）を作成し、応募のあった申請者及び製品について制度要件を満たすかどうか確認する。
- (2) 認定審査会の審査結果を踏まえてモデル発注対象製品を認定し、採択結果通知書（様式3-1、3-2、3-3）により、採択結果を申請者に通知する。
- (3) 認定された製品について、認定日から3年を経過した日の属する年度末までの間、モデル発注が可能な製品として登録し、各課室等が必要に応じて発注する。
- (4) 認定された製品について、県のイントラネット等を活用し、県庁各課室等に周知する。

4 モデル発注制度認定申請書の内容の変更

- (1) モデル発注制度の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定申請書の内容について変更しようとするときは、変更承認申請書（様式4）を提出し、県の承認を受けなければならない。ただし、県が軽微な変更と認める場合はこの限りではない。
- (2) 県は、変更承認申請書が提出されたときは、変更後の申請内容が前項の認定審査会の審査結果に適合するかどうか確認を行い、すべてに適合していると認められるときは、これを承認する。
- (3) 県は、前号により変更の承認又は不承認を決定したときは、様式5により、その旨を認定事業者へ通知する。

5 モデル発注対象製品の認定の取消し

- (1) 県は、認定事業者又は認定申請書が次のいずれかに該当するときは、第3項第2号の認定を取り消すことができる。
 - ①認定申請書に従って事業を実施していないと認められるとき
 - ②偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
 - ③高知県モデル発注制度実施要綱第2項第2条のいずれかに適合しなくなったとき。
- (2) 県は、前号の規定により認定を取り消したときは、様式6により、その旨を認定事業者に通知する。
- (3) 前号の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

6 モデル発注対象製品の報告

- (1) 県は、必要に応じて認定事業者に対して認定申請書の内容の実施状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。
- (2) 認定事業者は、認定申請書の内容に係る事業を中止したときは、様式7により、知事に届け出なければならない。

7 モデル発注対象製品の使用後の評価等

- (1) 評価時期
県は、原則として、発注後、1年を経過した時点で評価を実施する。ただし、効果を確認するためにより長い期間が必要な製品については、時期を改めて評価を実施するものとする
- (2) 土木建築関連の技術・工法等の評価
 - ①土木建築関連の技術・工法等を工事等で使用した課室等は、使用後の評価を製品等使用結果表（様式8）に記載し、技術管理課に提出する。
 - ②技術管理課は、提出された製品等使用結果表の内容を確認し、評価結果通知書（様式9）により評価結果を事業者に通知する。
- (3) 土木建築関連以外の技術・工法等の評価
 - ①土木建築関連以外の技術・工法等を工事等で使用した課室等は、使用後の評価を製品等使用結果表（様式8）に記載し、工業振興課に提出する。
 - ②工業振興課は、提出された製品等使用結果表の内容を確認し、評価結果通知書（様式9）により評価結果を事業者に通知する。

8 権利義務の譲渡

認定事業者は、この認定により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
ただし、あらかじめ、モデル発注制度権利継承承認願（様式10）を提出し、会長が認めた者はこの限りでない。この場合、モデル発注制度認定権利継承承認書（様式11）により承認することとし、権利譲受人（継承者）に対してはモデル発注対象製品認定証（様式12）により通知するものとする。

9 認定期間満了後の製品情報の公表

県は、認定された製品の情報について、認定期間の満了後も一定の期間、継続して県ホームページ等で公表する。ただし、継続の公表を希望しない場合は、申請者からの申し出により、これを行わないこととする。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 2 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 7 月 8 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 2 月 14 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 6 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。この要領の施行日前に認定した製品については、なお従前の例による。

この要領は、平成 25 年 7 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 1 月 10 日から施行する。25 年度において認定した製品については、改正後の要領の規定を適用する。

この要領は、平成 26 年 10 月 14 日から施行する。25 年度、26 年度認定した製品については、改正後の要領の規定を適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 2 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。